

|                                                                                                                                                                                                      |                  |         |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|------------------|
| 判決年月日                                                                                                                                                                                                | 平成24年7月25日       | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所<br>第4部 |
| 事件番号                                                                                                                                                                                                 | 平成23年（行ケ）第10371号 |         |                  |
| <p>○引用例及び周知例のいずれにも本件発明の着眼が記載されておらず，又は示唆されてもいない上，本件発明の着眼が新規であることに照らすと，引用発明に周知例に記載された個別的かつ断片的な技術を組み合わせる動機がそもそも存在せず，これらを組み合わせても，相違点に係る構成には至らないとして，引用例に基づいて相違点に係る本件発明の構成が容易に想到できたものということとはできないとされた事例</p> |                  |         |                  |

（関連条文）特許法29条2項

被告らは，発明の名称を「護岸の連続構築方法および河川の拡幅工法」とする本件特許の特許権者である。本件は，原告が，原告の特許無効審判の請求について，特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は，要するに，本件発明は，引用例に記載された発明及び周知例1ないし6に記載された技術に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない，などとしたものである。

取消事由は，本件発明の容易想到性に係る判断の誤りである。

本判決は，以下のとおり判示して原告の請求を棄却した。

引用例及び周知例等のいずれにも，除去することを前提としたコンクリート護岸を有効活用するという本件発明の着眼が記載されておらず，又は示唆されてもいない。そして，本件発明の上記着眼が新規であることに照らすと，引用発明に周知例等に記載された個別的かつ断片的な技術を組み合わせる動機がそもそも存在しない。また，これらを組み合わせても，本件審決が相違点として認定した鋼管杭列の構築手段，すなわち，「切削用鋼管杭をコンクリート護岸を打ち抜いて圧入して鋼管杭列を構築し，この鋼管杭列から反力を得ながら，上記鋼管杭列に連続して上記切削用鋼管杭を回転圧入」という構成には至らない。よって，引用例に基づいて相違点に係る本件発明の構成が容易に想到できたものということとはできない。